

## 富山県森づくりプラン（後期計画）の策定に向けた意見募集結果

### 1 募集期間

平成 23 年 7 月 6 日（水）～8 月 3 日（水）

### 2 募集方法

- ① 関連資料の公表場所  
富山県ホームページ、県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、森林政策課）、  
各農林振興センター森林整備課、各地方県民相談室、県立図書館
- ② 意見の提出方法  
郵送、ファクシミリ、電子メール

### 3 意見の提出件数

12 名（延べ 67 件）

### 4 意見の概要と県の対応等

別紙のとおり

## パブリックコメントにおける意見の概要と県の対応等

( ) 書きは、森づくりプランのページ

### 1 水と緑の森づくり税の延長、増額について

	意見の概要	対 応
1	森づくり活動は継続が必要であり、長期的・計画的な取組みを進めるため、森づくり税を恒久的なものにすることが必要。(2件)	水と緑の森づくり税の課税期間については、社会情勢の変化等を考慮して、導入時と同様、5年間としました。(P16)
2	幅広い分野での森づくり活動を進めるためにも、森づくり税の延長が必要。また、森づくりを充実するため、増額も必要である。(3件)	里山林、混交林の整備やボランティア活動の支援、県産材利用などを継続するとともに、新たな課題への対応など、森づくり事業の充実を図ります。(P10~20) 森づくり税は、現行どおりを基本としますが、負担力の大きい企業について見直し、増額を図る予定です。(P16)

### 2 富山県森づくりプランについて

	意見の概要	対 応
1	森づくりの現状を踏まえ、5年毎の定期的な見直しと目標設定が必要。(1件)	森づくりプランの計画期間については、10年を一期とし、5年経過時に前期5年間の実績を踏まえ、目標値等を見直すこととしています。(P1)
2	分かりやすい森づくり活動の実績等の説明や解説が必要。(8件)	全体を通して、これまでの実績や情勢変化を盛り込んで、よりわかりやすい表現としました。

### 3 水と緑の森づくり事業について

#### ①水と緑の森づくり事業全般について

	意見の概要	対 応
1	現地の状況にあった実施単価の採用や小面積でも事業が出来るよう、実施事業の内容が取り組みやすいものとすべき。(13件)	これまでの実施状況を踏まえながら、現状にあった単価の見直しや弾力的な運用など、事業を効率的、効果的に推進できるよう、適切な設定に努めます。
2	森づくり事業の継続が重要。(2件)	今後5年間、森づくり事業を継続します。(P16)

#### ②新たな取り組み（実のなる木植栽、優良無花粉スギの植栽）について

	意見の概要	対 応
1	カシノナガキタイムシの被害跡地の植栽や優良無花粉スギの植栽など積極的に取り組んで欲しい。(8件)	新たな取り組みとして、カシナガの被害跡地にミズナラやブナなどの実のなる木を森林ボランティアの皆さん等の協力を得て植栽することや優良無花粉スギ苗の普及には、現時点では苗木の価格が割高になることなど採算が合わないことから、モデル的な無花粉スギの植栽に取り組むこととしています。(P10, 14, 16, 18)

2	クマを自分の山に呼び込む不安、あるいは将来の材価が不確定な無花粉スギの植栽について、森林所有者の理解を得ることが必要。(4件)	事業実施の際には、森林所有者の協力が必要であることから、森林所有者へのPRを積極的に実施し、理解を求めていきたいと考えています。
3	優良無花粉スギの植栽後の管理にも支援が必要。(1件)	植栽以降の保育経費は、通常のスギによる造林と同じであることから、造林補助事業等の活用などにより、支援していくこととしています。

### ③里山林整備について

	意見の概要	対 応
1	幹線道路沿いの放置森林を対象に整備を進めてはどうか。(1件)	里山再生整備事業は、道路沿いの放置森林も対象となっており、地域住民の合意を得た地区から、順次、支援していきます。(P17)
2	山林境界が不明確であったり、村外所有者がいることから、県、市町村、森林所有者の3者協定を締結できないこともあるので、地元住民同意による里山林整備が可能となる仕組みが必要。(1件)	事業実施に当たっては、過去の空中写真などの資料提供や里山再生整備事業の交付金を活用した境界の確認などにより、今後とも、市町村と連携して、様々な工夫を凝らしながら、里山林整備が円滑に進むように努めます。

### ④混交林整備について

	意見の概要	対 応
1	放置竹林の整備の促進が必要。(1件)	混交林整備の対象に、竹林が侵入し、水土保持機能等の低下が懸念される人工林も加えました。(P15～17)
2	人工林に侵入した竹林整備のため、必要額を確保すべき。(1件)	想定事業費に、人工林に侵入した竹林整備に必要な事業費も含んでいます。(P17)
3	利益の伴わない切捨て間伐を事業対象にしてはどうか。(1件)	森づくり税は、既存の事業では実施できない事業の財源としており、造林補助事業等の対象となる間伐は対象としていません。

### ⑤生産林整備について

	意見の概要	対 応
1	路網の整備や公共造林など生産林においても森づくり事業で取り組んで欲しい。(2件)	伐採跡地の植栽等についての対応は、公共事業等を活用するなどして、今後も森づくり事業とは別に、魅力ある林業の構築の観点からその整備及び保全に取り組みます。
2	今後増加することが予想される伐採跡地対策が必要。(1件)	

### ⑥森づくりボランティア活動への支援について

	意見の概要	対 応
1	ボランティア活動の一層の支援が必要。(1件)	ボランティア活動の活発化により、新規、熟練などボランティアの技術レベルも様々なことから、それぞれのレベルに合うよう、より一層内容を充実し、支援していきます。(P12, 15, 19)
2	ボランティア活動の活発化に伴い、その安全確保が必要。(2件)	ボランティア活動の実施にあたり、ヘルメットなどの貸出や森づくり塾の開催による安全講習の実施など、安全確保に努めることとしています。(P12, 19)
3	森林組合との協働による役割分担した活動促進が必要。(1件)	森づくり事業の実施にあたっては、伐採など危険性の高い作業は森林組合に、下草刈りや伐採竹林の片付けなど比較的軽易な作業については、森林ボランティアが実施し、協働して取り組んでいます。

### ⑦森づくりの普及啓発（森の寺子屋）について

	意見の概要	対 応
1	小学生だけでなく、幼児や一般県民も想定した教材の充実やPRが必要。(1件)	小学生だけでなく、幼児や一般県民など幅広い年齢層に森林の大切さや森づくりの必要性など、幅広く普及啓発できるよう努めていくことにしています。(P20)

### ⑧県産材の有効利用について

	意見の概要	対 応
1	公共施設での県産材の利用促進が必要。また、施設利用者から意見聴取してはどうか。(2件)	森林資源の循環利用や公共施設の木質化や木製品の設置など、今後も森づくり税を活用して県産材の有効利用に努めます。(P10, 14, 16, 20) なお、利用者アンケート調査も行い、参考にして進めます。
2	スギ材だけでなく、県産広葉樹材の利用促進にも力を入れるべき。(1件)	県産材の有効利用は、県産広葉樹材も含んでおり、これまでも、積木や遊具の作成などに取り組んでいます。(P13, 20)
3	木質ペレットの生産などへの支援が必要(1件)	林地残材や製材端材の有効利用の観点から、木質ペレットの生産等は必要であるが、森林整備・林業再生事業により支援を行っており、今後も森づくりの取組みとは別に支援を継続していきます。

### ⑨県民による提案型の事業について

	意見の概要	対 応
1	県民参加の趣旨を活かし、事業実施者が自ら看板等で採択事業をPRしたり、県でもより一層PRし、利用拡大を図るべき。(2件)	事業実施にあたり、引き続き、事業実施者には看板、リーフレット等によるPRに努めていただくとともに、県や市町村の広報媒体の活用や、新たに作成する森づくり事業の実績集にもこれまでの取組事例を盛り込み、PRに努めます。

2	補助回数の拡大。(アイデア、意欲、実績のあるものには3回までとなっている回数制限を撤廃) (1件)	より多くの方々に取組まれるよう回数制限を設けています。事業内容によっては、予算の範囲内において、弾力的に支援することも検討します。
3	放置されている伐採木・竹等の炭焼き活動への支援が必要。 (1件)	炭焼きは、森づくり活動を継続的に実施する上でも有効であると考えられることから、営利を伴わない事業については、今後ともこれまでと同様、支援していきます。 なお、県民による提案型の事業に、「県民、ボランティア団体等が企画し、自ら実践する森づくり活動に支援します。」を追記します。(P20)

### ⑩その他

	意見の概要	対 応
1	津波対策につながる防災林造成の取り組みが必要。 (1件)	海岸防災林造成は、今後とも治山事業により整備を進めていきます。
2	放置されている私有林の公有林化が必要。 (1件)	放置されている私有林については、公有林化ではなく、里山林整備、混交林整備など、県民全体で支える森づくりとして、取り組んでいきます。(P10, 11)